

議案第50号

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「1月（工作物の設置を目的とする占用にあつては1年）」を「10年」に改める。

別表第1中「411円」を「419円」に改める。

別表第2 占用料の項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

別表第3の2の表宅地の項中「90」を「91」に、「100」を「102」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「900」を「910」に改める。

附 則

- 1 この条例中第4条第3項、別表第1及び別表第2の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県漁港管理条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の公布の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3の2の表の規定は、令和2年4月1日以後の許可に係る占用料について適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

漁港施設の占用の期間の上限を変更し、及び漁港に係る占用料の額を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。